

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりの推進について基本となる事項を定めることにより、生活の安全に関する市民の意識の高揚を図るとともに、犯罪を防止し、もって安全で安心して暮らすことのできる小金井市を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、安全で安心して暮らすことのできる小金井市を実現するために、必要な施策（以下単に「施策」という。）を実施するものとする。

2 市は、施策を実施するに当たっては、児童、生徒、高齢者及び障害者の安全に特に配慮しなければならない。

3 市は、地域の安全を守るために市民が行う自主的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

4 市は、施策の実施に当たっては、警察署、消防署その他の関係行政機関（以下「関係行政機関」という。）及び防犯関係団体等と密接な連携を図るものとする。

(関係行政機関の責務)

第3条 関係行政機関は、安全で安心なまちづくりの推進について必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの生活を安全に営むための環境の確保に努め、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 市の区域内において、事業活動を行うもの又は土地建物を所有し、占有し、もしくは管理するものは、当該施設等における安全に配慮し、犯罪を予防するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり協議会)

第6条 安全で安心なまちづくりの推進を図るため、小金井市安全・安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 協議会に、会長を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「	国民保護協議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

を

「	国民保護協議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
	安全・安心まちづくり協議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

に改める。